

## 住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言・要望

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。
3. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう所要の措置を講じること。
4. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けるとともに、外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、必要な措置を講じること。
5. 外国人労働者問題や多文化共生施策など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。